

事業主のみなさまへ

令和6年度の労働保険年度更新期間は

6月3日(月)～7月10日(水)です。

(電子申請・電子納付の手続きもできます)

労働保険(労災保険・雇用保険)年度更新の申告・納付は、栃木労働局労働保険徴収室、管轄の労働基準監督署のほか、金融機関(銀行・郵便局等)の窓口でも取り扱っています。

金融機関に申告書を提出する場合は、申告書と納付書を切り離さずに、保険料を添えてご提出ください。

なお、口座振替をご利用の場合、保険料の充当・還付により納付額がない場合、また、申告書以外の書類(還付請求書、一括有期事業総括表、一括有期事業報告書など)については、金融機関でのお取扱いができませんので、栃木労働局または管轄の労働基準監督署へ持参または郵送によりご提出ください。

(労働保険の申告・納付等の事務を社会保険労務士や労働保険事務組合に委託することもできます。)

本年度の変更点

◇ 令和6年4月1日より、労災保険料率が一部改定されました。

令和5年度の確定保険料は改定前の保険料率で、令和6年度の概算保険料は新しい保険料率で、「保険料算定基礎額(賃金総額)×保険料率」により算出してください。

(雇用保険料率については、令和5年度と同率です。)

◇ 令和6年4月1日より、建設の事業に係る労務費率が一部改定されました。

建設の事業において労災保険の賃金総額を正確に把握し得ない場合は、「請負金額×各事業(建設工事等)の開始時点の労務費率×労災保険料率」により確定保険料を算出してください。

労働保険の手続きは、カンタン・便利な電子申請・電子納付で！！

★ いつでもどこでも手続き可能！

★ 簡単・スピーディに申請！

★ ムダな時間やコストも削減！

詳しくは [労働保険 電子申請 電子納付](#) で [検索](#)

電子申請HP



電子申請・口座振替HP



問合せ先: 栃木労働局労働保険徴収室(028-634-9113)または管轄の労働基準監督署までお願いします。

栃木労働局労働保険徴収室